

青森県観光情報サイト「アプティネット」バナー広告募集要領

(目的)

第1条 この要領は、別に定めるものを除くほか、青森県観光情報サイト「アプティネット」のバナー広告募集に関し、必要な事項を定める。

(広告スペース等)

第2条 広告スペース、規格等については、青森県観光情報サイト「アプティネット」バナー広告掲載仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

(広告の募集)

第3条 広告の募集は、青森県観光情報サイト「アプティネット」ホームページによる公募及び連盟会員あての通知により行うものとする。

(広告掲載の決定)

第4条 広告掲載の決定については、下記に定める順序に従い判断する。

- 1 観光振興等を通じて県内地域経済の活性化に資すると判断することができるもの。
- 2 公共性が高く、かつ、県内に事業所等を有するもの。
- 3 その他のもの。

(契約の締結等)

第5条 前条の決定があったときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

(広告料の納入方法等)

第6条 広告料の納入方法等は、仕様書のとおりとする。

(広告図案の提出及び広告原稿の納品等)

第7条 広告図案の提出及び広告原稿の納品等は、仕様書のとおりとする。

(広告内容の変更等)

第8条 理事長は、広告の内容等が第4条の規定に違反し、又はそのおそれがあると判断したときは、広告掲載事業者に対して広告の内容の等の変更を求めることができるものとする。

- 2 理事長は、広告掲載事業者が前項の規定による広告内容の変更等の求めに応じないときその他広告掲載を継続することが適当でないと判断したときは、広告掲載を中止することができる。

- 3 広告掲載事業者は、自己の都合により、広告掲載を取り下げることができるものとする。

(広告料の還付等)

第9条 既に納入した広告料は還付しないものとする。ただし、広告掲載事業者の責めに帰さない理由により広告の掲載ができなくなったときその他特別な理由があるときは、その全部又は一部を還付するものとする。

(広告掲載事業者の責務)

第10条 広告掲載事業者は、広告の内容等が、この要領に違反することがないように注意する義務を負うものとする。

2 広告掲載事業者は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、理事長に対して保証するものとする。

3 広告掲載事業者の広告により第三者に損害を及ぼしたときは、広告掲載事業者が自らの責任と負担において解決するものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、広告掲載に関して必要な事項は理事長が別に定める。